

資料2 道路運送車両法の改正案

自動車検査証の電子化に伴う主な法律改正案の内容

現状・課題

- 自動車保有関係手続をオンラインで一括して行うワンストップサービス(OSS)は、新車新規について平成17年より、継続検査について平成29年よりサービスを開始したものの更なる利用の促進が必要(*)。
- 継続検査等の際にOSS申請を行ってもなお必要な自動車検査証の受取りのための運輸支局等への来訪負担削減を図るため、整備事業者等の手続代行者において自動車検査証情報を更新できるよう、自動車検査証をICカード化するとともに、国からのICチップ記録等事務の委託制度を創設することが必要。


※平成29年度のOSS利用率 ①新車新規:31.3%(94.0万件) ②継続検査: 1.9%(28.9万件)

改正案の内容

1. 自動車検査証のICカード化


- 自動車検査証をICカード化(現行の自動車検査証情報はICチップに記録)することとする。

現行



現行

電子化後



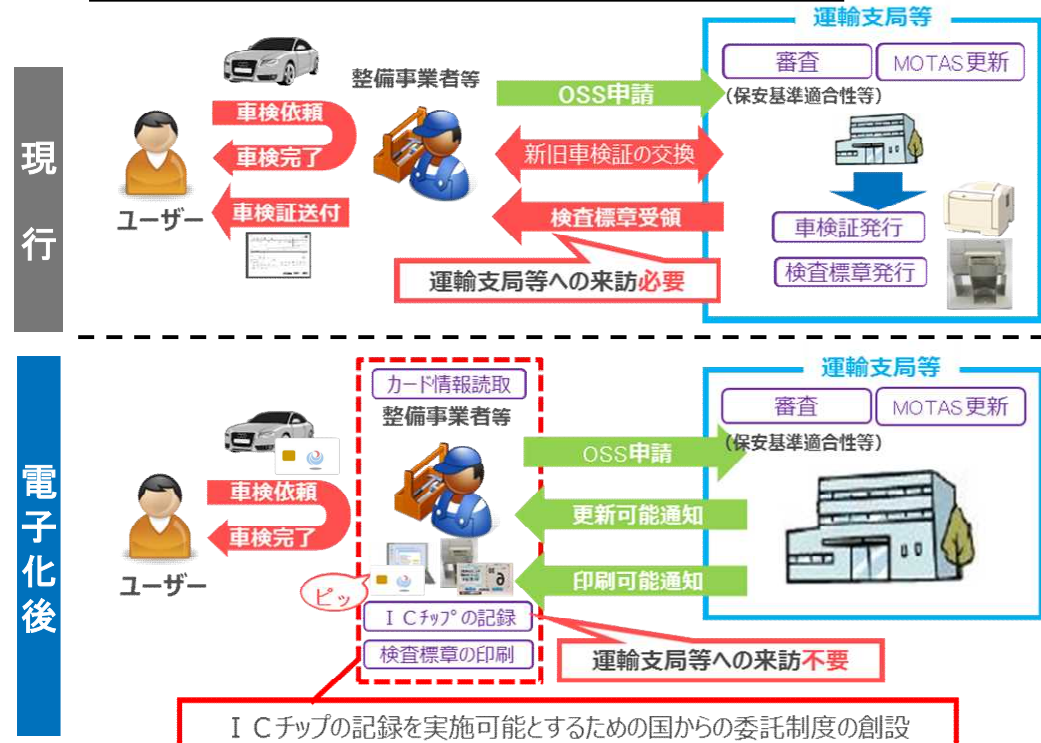
【表面イメージ】

【裏面イメージ】

電子化後

2. ICチップの記録等事務の委託

- 国からのICチップ記録等事務の委託制度を創設することとする。



自動車検査証のICカード化に係る新旧対照条文(案)

改正案	現行
<p>(自動車の検査及び自動車検査証) 第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。</p> <p>2 <u>自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項(以下「自動車検査証記録事項」という。)が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録されたカードとする。</u></p> <p>3 <u>自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るため必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。</u></p>	<p>(自動車の検査及び自動車検査証) 第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。</p> <p>2 <u>自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>(継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託)</u></p> <p><u>第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査標章の交付に関する事務（継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による委託を受けた者（次項及び第一百条第一項第八号において「特定記録等事務代行者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>一 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。</u></p> <p><u>二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しくは同号の者以外の者に自動車検査証を返付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付すること。</u></p> <p><u>3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定記録等事務代行者が自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務を行う場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>(自動車検査証の変更記録に関する事務の委託)</u></p> <p><u>第七十四条の六 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録に関する事務（変更記録をすることが適当であるかどうかの審査その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による委託を受けた者（次項及び第一百条第一項第九号において「特定変更記録事務代行者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>一 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をしないこと。</u></p> <p><u>二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をすること。</u></p> <p><u>3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定変更記録事務代行者が自動車検査証の変更記録に関する事務を行う場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>